

愛知県図書館資料収集方針

第1 目的

この方針は、愛知県図書館の資料の収集について基本的な事項を定めるものとする。

第2 基本方針

- 1 県民の生涯学習の中核施設として、調査・研究・教養などに関する資料や情報を収集する。
- 2 県民の需要を広域的かつ総合的に把握するとともに、拠点図書館として市町村立図書館などの要望に十分に応えられるような資料や情報を収集する。
- 3 県の歴史、地理、文化、団体、行政など郷土や地域に関する資料や情報を、市町村立図書館などとの連携・協力を図りながら幅広く収集する。
- 4 県民の知る権利を保障するため、多様な意見、観点に立つ資料や情報を、個人・組織・団体からの圧力や干渉に左右されず、紛糾を恐れて自己規制することなく収集する。

第3 収集する資料

収集する資料の種類は原則として次のとおりとする。

1 重点収集資料

愛知県固有の歴史、文化、産業等に関する資料と、市町村立図書館を支援するための資料を重点的に収集する。

2 一般資料

(1) 図書

仕事や生活に役立つ図書、教養や文化に資する図書を中心に収集する。

(2) 新聞

時事に関する情報の入手や調査に役立つ主要な一般紙、専門紙などを収集する。縮刷版やマイクロフィルム版なども必要に応じて収集する。

(3) 雑誌

調査・研究・教養などに役立つ各分野の主要な雑誌を収集する。

(4) 録音・映像資料

教養や文化面で資料価値の高い資料を中心に収集する。

(5) 電子資料

調査・研究などに役立つ内容のもので、利便性、操作性を考慮して収集する。

3 地域資料

県域及び県に関わる人々や事項に関する資料、県及び市町村の行政資料を収集する。

4 児童資料

児童のために、読書の楽しさや喜びを見出せる資料、知識や学習に役立つ資料を中心に幅広く収集する。

5 障害者資料

録音資料をはじめ、通常の活字による読書が困難な利用者に対応する資料を収集する。

第4 収集部数

原則として1部を収集する。ただし、地域資料、貸出文庫用資料及び利用上必要なものについては複数部数を収集する。

第5 収集の方法

購入、寄贈、自館作成、管理換え等の方法で収集する。

第6 資料収集の重要事項の協議

資料収集の重要事項の協議については、別に定める資料委員会で行う。

第7 資料の選択

収集する資料の選択については、別に定める資料選択基準による。

第8 この方針を広く県民に公開する。

附則

この愛知県図書館資料収集方針は平成20年4月1日から実施する。

附則

この愛知県図書館資料収集方針は平成30年4月1日から実施する。